

## 営業店の臨時休業に関する公告

呉信用金庫は、システム更改に伴い、下記営業店につきまして臨時休業いたしますので、定款第6条および信用金庫法第89条において準用する銀行法第16条第1項の規定に基づき、公告いたします。

### 記

#### 1. 臨時休業する営業店

高屋支店（東広島市高屋町杵原1776番地）

本店営業部ゆめタウン呉出張所（呉市宝町5番10号）

くれしんれもねっと支店

#### 2. 臨時休業する期間

平成30年10月6日から10月8日まで

#### 3. 臨時休業する業務

全ての窓口業務及び現金自動預払機（ATM）を含む

全てのオンラインサービス

以上

平成30年9月14日

広島県呉市本通2丁目2番15号

呉信用金庫

理事長 榎岡 敬人